

午前10時00分 開 議

○委員長（桐生清太郎君） おはようございます。これより決算審査特別委員会を再開します。

現在の出席委員は16名であり、定足数に達しているので、会議は成立しました。

審査に入る前に、吉田市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

吉田市長。

○市長（吉田和夫君） おはようございます。本定例会冒頭におきまして市政の動きについて報告をいたしました。一部変更がありましたので、報告いたしたいと思っております。なお、本会議場での報告すべきことと理解しておりますが、その前に新聞報道されましたことから、本日のこの場をおかりしまして報告するものでありますので、ひとつご理解をお願いいたします。

1つは、この10月28日から31日まで、教育長を団長といたしまして、議会、執行部、日中友好交流の会ということで構成いたしまして、交流訪問団を中国黒竜江省綏化市に派遣することを報告いたしました。このたびの諸般の事情によりまして、延期とさせていただきたいとの申し出が日中友好交流の会中条支部からありましたことから、これらを考慮いたしまして延期とさせていただくことと判断いたしました。諸般の事情が解決されるならば、速やかに訪問団を結成するなど、交流の継続に向け関係機関と協議してまいりたいと考えておりますので、その点ひとつご理解をお願いしたいと思います。

いま一つは、7月の12日に全員協議会にお話ししたことについて報告したいと思っております。柴橋地区で計画しておりました民間介護施設の建設についてであります。同地内から旧市中の柴橋保育園跡地における介護施設建設の可能性について報告をいたしました。あの用地の地盤改良等に多くの経費がかかることから、新たに胎内市での別の用地を確保したいとの申し出がありましたことから、これを了承いたしましたので、議員各位におかれましてはひとつご理解をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上、報告であります。よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後商工観光課長。

○商工観光課長（丹後勝次君） 昨日の一般会計の塩の湯温泉の関係でありますが、トレーニングセンターの利用者数であります。塩の湯温泉全体といたしましては11万8,080人でありまして、トレーニングセンターのみの利用は1,462人、塩の湯温泉とトレーニングセンター両方を利用している方は月平均4人ぐらいでありまして、年間約1,300人、合わせてトレーニングセンターの利用者数は2,700人くらいになるということでもありますので、大変昨日は失礼しました。報告いたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、本日の審査を始めます。

本日は、認定第3号から第12号までの計10件の特別会計の質疑を行います。

なお、審査の進め方については、歳出、歳入の順に説明をいただき、1会計ごとに審査を行

います。

それでは、認定第3号 平成23年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） おはようございます。平成23年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入合計、収入済額では35億3,282万4,324円、歳出合計、支出済額33億384万7,471円となり、歳入歳出の差し引き2億2,897万6,853円は平成24年度へ繰り越すものであります。

なお、平成23年度の平均被保険者数は8,543人で、対前年度比較で101人、1.2%の減となっております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。271ページをお願いいたします。1款総務費については、職員の人件費及び電算処理システム委託料等国保事務に係る経常経費のほか、国保連合会負担金、国保税の賦課徴収に要する経費、国保運営協議会委員報酬が主なものであります。

275ページ、2款保険給付費については、療養諸費、高額療養費のほか、277ページの出産育児一時金、それから葬祭費でありまして、保険給付費総額の対前年度比較で334万5,749円、0.15%の減となっております。なお、1人当たりの保険給付費は25万9,047円、対前年度比較で1.12%の増となっております。1人当たりの医療費となりますと32万364円、対前年度比較で1.84%の増となっております。

次に、279ページ、3款後期高齢者支援金等については、75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度で医療費の約4割を若年者の保険料で負担ことになっているため、その支援金及び事務費拠出金であります。

281ページ、4款前期高齢者納付金等については、65歳から74歳の方を対象にした被用者保険、健康保険組合等でありますけれども、それから国民健康保険の制度間の医療費負担を調整するための制度で、事務費等の拠出金であります。

次に、283ページ、5款老人保健拠出金では、平成19年度までの老人保健制度による医療費を5年間を目途に精算するものでありまして、平成23年度において社会保険診療報酬支払基金に支出したものであります。

それから、285ページ、6款介護納付金については、介護保険第2号被保険者が納付する介護分の保険税から社会保険診療報酬支払基金に支出したものであり、平均の被保険者数は3,524人となっております。

次に、287ページ、7款共同事業拠出金の1項1目高額医療費共同事業拠出金については、小規模保険者の運営基盤の安定化を図るため市町村からの拠出金、国及び県からの負担金を財源に1件当たり80万円を超える高額な医療費について、県単位で費用負担の調整を図るものであ

ります。

それから、2目保険財政共同安定化事業拠出金については、県内の市町村国保間の保険税の平準化、それから財政の安定化を図るため、交付基準額1件当たり30万円超の医療費で8万円を超え80万円までの医療費に係る給付について、各市町村からの拠出金により県単位で費用負担の調整を図るものであります。

それから、289ページ、8款保健事業費については……

〔「課長、もう少しゆっくり説明願えませんか」と呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（天木秀夫君） 済みません。8款保健事業費については、1項1目保健衛生普及費は、レセプト点検員の人件費及び健康づくり講師謝礼等、2目疾病予防費は人間ドック助成事業が主なものであります。なお、人間ドック受診状況は914人で、受診率は13.5%となっており、脳ドック6人、胸部・腹部CT検査330人の受診となっております。

2項特定健康診査等事業費については、医療保険者に生活習慣病に関する健診、保健指導義務化、40歳から74歳の被保険者、被扶養者を対象にした健康診査等の経費でありまして、23年度は特定健診対象者数5,921人に対し受診者数2,551人で、受診率が43.1%であり、特定保健指導対象者404人、終了者数100人、終了率が24.8%となっております。

次に、291ページ、9款基金積立金については、保険給付準備基金の預金利子となっております。

それから、293ページ、10款公債費については支出はありません。

295ページ、11款諸支出金については、国保資格喪失による過年度分の国保税の還付金、それから療養給付費等に係る負担金精算による国庫支出金等過年度分返還金及び一般会計からの繰入金についても前年の精算分として繰り出しております。

297ページは12款予備費でありますけれども、8款1項2目の疾病予防費の人間ドック助成事業のほうへ充用しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。245ページをお願いいたします。1款国民健康保険税については、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分を決算したものでありまして、調定額の対前年度比較で619万896円、0.65%の減となっております。軽減後の1人当たりの賦課額でありますけれども、医療分と支援金分を合わせて1人当たり7万6,152円、対前年度比較で1,923円の増、それから介護分では2万3,215円、対前年度比較で22円の増となっております。また、収納率は現年度分が94.62%、対前年度比較で0.28%の減、滞納繰越分が21.82%で、対前年度比較1.55%の減となっております。

それから、247ページ、2款分担金及び負担金については、特定健康診査に係る自己負担額であります。

それから、249ページ、3款使用料及び手数料については、督促手数料であります。

それから、251ページ、4款国庫支出金については、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の負担金及び高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び財政調整交付金等の補助金であります。

それから、253ページ、5款療養給付費等交付金については、退職者の医療費について被用者保険が市町村国保に拠出金を負担するもので、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

255ページ、6款前期高齢者交付金については、65歳から74歳の方を対象にした被用者保険、健康保険組合等、それから国民健康保険間の医療費負担の調整する制度で、前期高齢者の加入人数の多い国民健康保険の財政支援を若年者の加入の多い健康保険組合などから前期高齢者納付金として負担するもので、保険者間で医療費負担の不均衡の調整を行うための交付金であります。

それから、257ページ、7款県支出金については、高額医療費共同事業、特定健康診査等に係る負担金及び財政調整交付金であります。

それから、259ページ、8款共同事業交付金については、市町村からの拠出金、国及び県からの負担金を財源に交付基準額を超える部分に対して国保連合会から交付されたものであります。

261ページ、9款財産収入については、保険給付費の準備基金の利子であります。

それから、263ページ、10款繰入金については、保険基盤安定制度として低所得者の保険料を軽減するもの及び低所得者を多く抱える保険者を支援する公費補填、それから国保事務の執行に要する経費、出産育児一時金及び国保財政の安定化、保険税負担の平準化のための国保財政安定化支援事業として、一般会計からの繰入金並びに保険給付準備基金繰入金であります。

それから、265ページは前年度繰越金であります。

267ページは12款で、諸収入については国保税の延滞金、交通事故など第三者行為による損害賠償金が主なものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第3号について質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） これどちらから聞いてもいいのですか。歳出から……。

○委員長（桐生清太郎君） どちらでもいいですよ。

○委員（薄田 智君） では、歳出のほうでちょっと1つ質問させていただきます。

276ページの保険給付費についてなのですが、一番上のほう、総額22億3,000万円ということ

で、今の説明で昨年から比べたら334万円減ったよという説明がありました。ここ2年ぐらいずっと増え続けてきたのですが、今回減ったと。そして、中身聞いたら、1人当たりの給付費は若干だけれども、増えているというふうな話ありました。その理由はどういう理由なのでしょう。ひとつお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） まず、被保険者数が100人程度減っているという数字上の、個人の1人当たりの計算しますとそういったのが多いです。ただ、全体的には給付費についても当初7%増ぐらい見ているのですが、毎年大体。それを結果的に実績では、年間通して年度の後半に減少に転じていると、医療給付費ですね、大体。全体としては平均して1.12%の増くらいで済んだということが要因だと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） それで、その中で2款のほう、同じページなのですが、高額療養費については昨年に比べたら500万円ぐらい減っているのですね。こういう部分では何で500万円減ったのか、この理由もつながるのでしょうかね。

○委員長（桐生清太郎君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 実際に高額療養に該当する件数がまず減っているということで、その高額療養に該当する治療費の費用ですね、それが件数的に減っているということで数字的には出ていますけれども。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） ありがとうございます。

それで、医療費というのは年々上がってきているのですけれども、何とか下げるという工夫を皆さん実際にやっているという話で、この間同じ新潟県で燕市ですかね、ジェネリック薬品を使ったらどうなるのだということで、具体的に今使っている薬をジェネリック使ったらこうなるよという数値をやりながら給付費、保険料というか、を下げるという取り組みをされているという報道があったわけですが、その辺を考えているか。胎内市も今まで使っている薬よりも多少安い薬を使うというふうな、奨励的なものは皆さんに連絡しながらやるような方向は考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 委員の皆様もご存じのように、ジェネリック医薬品の奨励ということで推進しているわけです。これも実際に胎内市も国保連合会を通じて、今年度から補正予算に必要なご本人に通知差し上げるはがき等印刷分のそういったものの予算を計上させていただきました。それで、実際にその通知を開始したところであります。一応その通知対象というのは、主要病薬、それから精神疾患、神経治療の病薬を除く1被保険者当たり100円以上の差

額が発生する場合とか、それから投薬期間が14日以上、それから年齢的には12歳未満の被保険者を除いてその対象とするような通知を差し上げて、その差額分を目に見えるようにして進めようということであります。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） ぜひそういうふうないろいろないと言われるようなものを取り入れながら医療費を削減して、ひいては保険料が下がるという方向になると思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 276ページなのですが、現年度分の徴収は94.6%と非常に数字もいいのですが、滞納繰越分というのが約21.8%となっております。ということは、支払いできない人たちが固定化しているのかなというふうな感じもいたすわけですが、その中でどのような取り組みをしているのか、徴収率アップの取り組みをしているのか。また、そのようなはざまの中で資格を喪失してしまって全然保険給付を受けられないという人があったら、ひとつ教えていただきたい。何名ぐらいいるのか。

〔「何ページですか」と呼ぶ者あり〕

○委員（菅原市永君） 276ページ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（菅原市永君） 済みません。収入のほうです。246ページ。

○委員長（桐生清太郎君） 小野税務課長。

○税務課長（小野晋平君） 1点目についてご説明いたします。

確かに低所得者の方で納税の苦しい方大勢おられますけれども、税納相談といまして電話とか、あと市役所に来ていただいて生活の実態などをつぶさに聞きまして、それで少しでも納めていただくと。全額は一気に無理ですので、分割で何年かかるかということを決めまして、それで納めていただいておりますけれども、それもほごにというか、されるような事態にあります。財産がございまして納めない方につきましては、差し押さえとか等に対応しております。以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 後段の短期証、資格証ということでもありますけれども、実際にこの23年……

○委員長（桐生清太郎君） 天木課長、マイク入っていますか。

○市民生活課長（天木秀夫君） 済みません。短期証、資格証の関係であります。23年度の実績としましては、短期証については193世帯、それから資格証については31世帯ということで交付させていただいております。短期証、資格証、この活用についても、また国民健康保険法に基

づいた交付であります。資格証ということになっていきますので、これはやはり保険者の義務ということで法律ではなっております。ただ、この短期証、資格証についても被保険者、そういった滞納されている方と接触の機会を増やすと、それでいろいろな相談を受けるということが大目的であります。また、一律に交付するというものではありません。やはり納付相談に応じてそういったもので努力されるという方については、やはり状況が変わってくると思いますし、ただ一番困ったのはある程度中身の話を聞くと、支払い能力があるのに支払わないというのもやはりきちっと真面目に納めて、普通に納めていっている方と公平性を保つためには、税務課といろいろ協議しているというところであります。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 関連なのですが、滞納分で昨年比1.55%マイナスということですが、景気が悪くなっている中でのこの要因はどう見るのかということと、それと職員が幾ら収納に一生懸命なっても取れないものは取れないので、これは必ず出てくると思うのですが、5年間の時効期間で消えていく税金は庁舎でどのくらいあるものなのか、その辺。国保だけでなく、全体でどのくらいの税金が消えていくのか、それをお聞きしたいのですが。

○委員長（桐生清太郎君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 私のほうからは1点目のほうで答えさせていただきます。

滞納が増えるということでありまして。本当に医療費保険ということで国保を見ますと、やはり非正規雇用の増加ということで被用者保険から適用されない方々が多くなってきているということ、それからやはり中低所得者の増加、それが遍在しているというもの、そういったものが多くあります。それで、やはり国保に加入せざるを得ないと、皆保険でありますので、国保に来るということでありましてけれども、やはりどうしても所得の低い方、それからパート、それから臨時、そういった方の保険加入が多いことからして、やはり滞納というのはどうしても出てくるような状況ではあります。

○委員長（桐生清太郎君） 小野税務課長。

○税務課長（小野晋平君） 今ほどのちょっと補足ですけれども、そういう状態の中で徴収率を上げているというのは、小まめに督促状とか催告状、また税納相談によってためないようにして徴収しているということで、昨年より徴収率が上がっております。

2点目につきましてですけれども、市税全体の平成23年度分の不納欠損額につきましては1,008万2,640円でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） わかりました。

それで、悪質な滞納者には差し押さえも辞さないということですが、昨年の例では何件くらいありましたか。

- 委員長（桐生清太郎君） 小野税務課長。
- 税務課長（小野晋平君） 市税全体で差し押さえたのが84件でございます。金額にしまして1,420万円程度でございます。
- 委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。
- 委員（丸山孝博君） 264ページ、初めて少ないですけれども、一般会計から772万6,000円繰り入れたと、これはどういう理由からか教えてもらえますか。
- 委員長（桐生清太郎君） 天木市民生活課長。
- 市民生活課長（天木秀夫君） 一般会計からの法定外ということでありまして。これは、やはり昨年度の保険料の決定に対しまして、こういった世の中の状況でありますので、少しでも保険料を抑えるということで一般会計からの繰り入れをお願いしたということでありまして。
- 委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。
- 委員（丸山孝博君） このことについては私は前から主張していたわけですが、772万6,000円程度ですけれども、やはり去年は国保料上げたわけですよ。だから、その分ということではないのだけれども、その分なんていっても微々たるものだけれども、これからはやはりこういう一般会計からの繰り入れというのは、当然市長の政治的判断というのがあって行くという方向性が今回切り開かれたなというふうに思うのですが、今後の対応についてもそういう姿勢であるのかどうか、伺いたいと思います。
- 委員長（桐生清太郎君） 吉田市長。
- 市長（吉田和夫君） 非常に昨今の経済情勢も厳しく、国保に納める方々も大変かと思ひまして、やはり基本的には国保の財政調整基金が留保財源がたくさんあるのであれば、そこを取り崩しながら軽減を図っていきたいと思っておりますが、万一の場合また何かありましたら、法的な問題もあろうかと思うのでありますが、いずれにしましても皆さんのこの国保税が上がらないようにするにはどうするべきかということを考えて、またこういう繰り入れにつきましても考えていきたいと思っております。お願いいたします。
- 委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。
- 委員（薄田 智君） 先ほどの小林委員の関連なのですが、滞納額と不納欠損という部分ありますね。滞納額というのはわかりますが、不納欠損というのはどういうときに生じるのかなということで、国保も普通の一般的な納税も同じなのかなという、その疑問を私持ったものから、ちょっとお聞かせください。
- 委員長（桐生清太郎君） 小野税務課長。
- 税務課長（小野晋平君） 地方税法で決まっております、不納欠損する場合は15条の7第4項というのが滞納処分の停止後3年経過したものについて不納欠損すると、あと法第15条の7第5項、納税義務を消滅させたもの、それから法第18条第1項、これは5年の時効が完成した

もの、こういう法律に基づいたものについて、もう集めることができないということで不納欠損いたしているものでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） ということは、今聞いたのですけれども、ある程度払うという意思があれば不納欠損しないわけですよね。だから、そういう人たちに話しして、払うよということを確約しておいて納税してもらおうと、それは時効はないわけですよね。だから、そういうふうな形で常に納めてくださいよという形で市がやれば、不納欠損というのが余り出てこないし、悪質であれば何にもしなくて時効さえ迎えれば払わないということになるわけですから、その辺はどういうふうな考えなのでしょう。

○委員長（桐生清太郎君） 小野税務課長。

○税務課長（小野晋平君） 今言われるように、本人が払うという意思があれば大丈夫ですけれども、それは払うということは逆に言えば払えるということでございます。不納欠損するのは、滞納処分をすることができる財産がないとか、あと滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させる、それからその所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときというふうに決まっております。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） そうしたら、督促状を幾ら出しても、もう5年過ぎれば時効というふうに考えていいのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 小野税務課長。

○税務課長（小野晋平君） 言われるとおりなのですけれども、督促だけでなく、いろんな努力はします。ありとあらゆることをやりますけれども、結果として時効となったものについては不納欠損させていただいております。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） ちょっと参考までにお聞きしたいのですが、納付するのに口座引きとそれから一般徴収とありますけれども、その辺の割合はどんなふうになっていますか。

○委員長（桐生清太郎君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 24年の3月末現在で特別徴収、783世帯、それから普通徴収、口座ですけれども、それが2,759世帯、普通の納付書で納めるのが1,065世帯となっています。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第3号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第4号 平成23年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） それでは、平成23年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入合計、収入済額では2億4,797万4,648円、歳出合計、支出済額で2億4,202万1,539円となりまして、歳入歳出差し引きで595万3,109円は24年度に繰り越すものであります。24年の3月末の胎内市の被保険者数は4,980人となっております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。317ページ、1款総務費については、被保険者証の交付、各種届け出、申請の受け付け、広報、保険料の徴収などの事務を行うための経常経費であります。

319ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金については、市で徴収した保険料及び保険基盤安定負担金の負担分であります。

それから、321ページ、3款諸支出金では、保険料の還付金、一般会計からの前年度繰入金の精算による返還金となっております。

323ページ、予備費は充用はありません。

それから次に、歳入についてでありますけれども、307ページをお願いいたします。1款保険料については、平成22年度と比較しまして260万8,797円、1.57%の増で、1人当たりの賦課額では3万3,745円で、県平均よりも9,085円低く、現年度分の収納率は99.6%となっております。

309ページ、2款使用料及び手数料については、普通徴収保険料の督促手数料であります。

311ページ、3款繰入金については、低所得者等に係る保険料軽減分の公費補填分、それから後期高齢者医療事務の執行に要する経費としての一般会計からの繰入金であります。

313ページは、前年度繰越金であります。

315ページ、5款諸収入については、保険料の延滞金や広域連合からの保険料還付金であります。

以上であります。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第4号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑がないようなので、以上で認定第4号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第5号 平成23年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） それでは、平成23年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入合計、収入済額では26億5,879万5,264円、歳出合計、支出済額では26億1,610万6,654円となりまして、歳入歳出差し引き4,268万8,610円は平成24年度へ繰り越すものであります。

初めに、歳出から説明いたします。351ページ、1款総務費について、職員の人件費、介護保険システム経費、保険料賦課徴収事務及び要介護認定事務に係る経常経費のほか、介護保険運営協議会委員報酬が主なものであります。

それから、355ページ、2款保険給付費については、介護、それと介護予防でありますけれども、サービス給付費の各項目別の支出内訳となっております。保険給付費全体としての対年度比較では9.1%増となっております。また、要支援・要介護認定者数は、23度末で1,527人で、前年度と比較し92人、6.4%の増となっております。制度がスタートした平成12年4月1日現在で524人おりましたけれども、それに対しまして約3倍となっております。被保険者数に占める認定者数の割合、認定率でありますけれども、17.6%となっております。県平均では18.8%、それから全国平均で17.8%となっております。認定者のうち、介護、それから介護予防もありますけれども、サービス利用者実人数は1,243人で、受給割合は81.3%となっております。

それから、363ページをお願いいたします。4款地域支援事業費、1項1目介護予防特定高齢者施策事業費では、生活機能が低下している高齢者、これを一般的に二次予防事業の対象者と言っておりますけれども、その把握、運動、それと栄養、口腔機能向上の事業、それから二次予防事業の事業評価などに係る経費であります。

2目介護予防一般高齢者施策事業では、介護予防普及啓発事業、介護予防リーダーの育成支援など、地域介護予防活動支援事業に係る経費であります。

365ページ、2項1目包括的支援事業では、総合相談支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメントの業務などに係る経費であります。

2目の任意事業では、紙おむつ等給付事業、介護相談員派遣事業、介護予防配食サービス事業、ナイトケア事業などに係る経費であります。

369ページ、5款基金積立金については、介護給付費準備基金積立金の利子を積み立てしたものであります。

373ページの7款諸支出金については、過年度分第1号被保険者保険料還付金、保険給付費等に係る負担金精算に係る国庫支出金と前年度分の返還金及び一般会計からの繰入金についても前年度精算分として繰り出してあります。

375ページ、9款予備費については、357ページの保険給付費の審査支払手数料に充用しております。

次に、歳入についてでありますけれども、333ページ、1款保険料については、65歳以上の第1号被保険者の現年度分及び滞納繰越分の介護保険料であります。調定額の対前年度比較で674万4,200円、1.7%の増となっております。また、徴収率では98.7%で、前年度と同じ収納割

合となっております。

335ページ、2款使用料及び手数料については、督促手数料及び介護予防事業サービス利用に係る利用者負担分であります。

337ページ、3款国庫支出金については、国の介護給付費負担金及び調整交付金、地域支援事業交付金であります。

339ページ、4款支払基金交付金については、介護給付費及び地域支援事業に係る第2号被保険者負担分の社会保険診療報酬支払基金からの交付金になります。

341ページ、5款県支出金については、県の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金であります。

343ページ、6款財産収入については、介護給付費準備基金等の預金利子であります。

345ページ、7款繰入金の1項一般会計繰入金については、介護給付費負担金、地域支援事業負担金及び職員給与費等、それから事務費を繰り入れたものであります。

また、2項基金繰入金については、介護給付費準備基金繰入金等であります。

それから、347ページの8款、前年度繰越金であります。

349ページの9款諸収入については、保険料の延滞金のほか、3項3目では第三者納付金の第三者行為の損害賠償金、これは交通事故等で第三者、加害者からの被害を受けたことにより介護保険サービスの利用をすることになった場合に、保険者の負担する分を介護サービス費用、それを加害者が負担するということであります。

以上であります。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第5号について質疑を行います。ご質疑願います。

小林委員。

○委員（小林兼由君） たしか認定者1,527人と言われたと思いますが、この中で在宅介護と施設入居の比率はどうなっているのか1点と、それと自立と認定された人でももしものときはそういうサービスを受けることはできるのか、その2点についてお願いします。

〔「最後もう一回、済みません。2番目」と呼ぶ者あり〕

○委員（小林兼由君） 自立と認定された人がもし急にぐあいが悪くなったり何か起きたとき、サービスを受けることができるのかということをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 第1点目について平成24年3月の時点でということでお話しさせていただきます。第1点目の施設と在宅の割合ですけれども、先ほど説明した給付の実利用人数が1,242人トータルでいます。そのうち施設利用が359人、それから在宅が883人ということになっております。

それから、自立認定という方について、もし急な介護が必要になった場合ということであり  
ますけれども、その介護が必要になった本人の身体の状態、そういった日常生活の行動を見て  
介護認定を行うものでありますので、その時点でまた介護認定申請してもらおうということ  
です。必要であれば、認定する前にも申請によりサービスを利用できるということでありま  
すので、よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 在宅が883人、施設入所が359人ということですが、課長としてはこの比  
率をどういうふうに考えておられるか。施設がなくて入れなくて在宅、それとも施設は入れ  
られるのだけれども、その入った後のお金ですか、その辺が心配で在宅にいななければならないと、  
どう把握されているか、その辺1点お願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 今の介護保険につきましても、ご存じのように在宅介護、高齢  
になって介護が必要になった場合でも、やはり自分の住みなれたところ、家で一生暮らすとい  
うのが理想というか、目標にしております。在宅介護、それが……あと費用面からすればやは  
り施設よりも私ども保険者とすれば在宅介護が低額ということでもありますか、費用の面でも負  
担ということでもありますけれども、ただ今の現状ではやはり本人の状態もそうですけれども、  
介護力が本当にうちの介護力が少ないと、大変だという部分については施設入所ということ  
でやむを得ないということでもあります。ただ、施設入所もみんな希望すれば1カ月後にはみんな  
入れるというような状況ではありません。やはり国の制度の規制もありますし、さまざまあり  
ます。それから、事業者のやはり意識等あります。その中で、一応参考でありますけれども、  
特別養護老人ホームの入所待機状況であります。これ24年の7月1日現在でありますけれども、  
胎内市の場合は、これ重複して申し込んでいるか、在宅にいる方、病院に入院されている方、  
療養施設にいる方、介護保険施設にいる方さまざまおりますけれども、206人ということで今  
うちのほうで把握しております。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 在宅介護も今課長言われたように認定者の医師にもよる、家族事情にも  
当然よりましようけれども、家の人は大変なのですよ。それに比べ介護手当が5,000円という、  
その5,000円に対しては課長はどう考えていますか。

○委員長（桐生清太郎君） 井畑健康福祉課長。

○健康福祉課長（井畑明彦君） おっしゃる部分は、介護を要する方、その方に対する家族の手  
当が低額ではないかということを含んでのご質問だと思われま。私どもとして、現行のどこ  
ろで介護を要する方、それと重度心身障害者の方、その他もろもろのケースがございますので、  
手厚くすべきは手厚くしてまいりたいと、このように考えております。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） では、今課長の答弁では当分介護手当は見直す気はないという、そういうお考えですか。

○委員長（桐生清太郎君） 井畑健康福祉課長。

○健康福祉課長（井畑明彦君） 決して当分というふうには考えてございません。今の内容が実際どのようなケアになっているのか見定めながら、当然財源も要することではありますが、先ほども申し上げましたとおり手厚くすべき部分については手厚くしていかなければ、それで例えば近いうちにその部分を増額するなりがあれば、臨機応変に迅速に対応させていただきたいと思えます。

○委員長（桐生清太郎君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） 4点あります。1点は、364ページ、介護予防事業費の中で中段、特定高齢者把握事業委託料というので……

○委員長（桐生清太郎君） 新治委員、マイクを使ってください。

○委員（新治ひで子君） 364ページの中段ちょっと下に、特定高齢者把握事業委託料というのが約1,000万円ほど計上されています。これはいろいろと特定高齢者の評価事業としてやっているという説明がありましたが、この調査は毎年実施するものなのか、今後の取り組みについては1点。

検証評価が出てくると思うのですが、いつ公表されて今後の取り組みについて。

あと、介護にかかわる内容と介護予防に取り組む内容の割合がもしありましたら、どの程度の割合で介護予防に取り組んでいますよというようなことをお聞かせください。

4点目は、さまざま介護にかかわる仕事をしている職員というか、ヘルパーも加えてですけれども、平成12年から比べると3倍に利用者が増えている。今後どんどん増えていくと予想される中で、職員の充足というか不足、その辺についてお聞かせください。

○委員長（桐生清太郎君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 決算に載っています特定高齢者の把握事業の委託ですけれども、23年度に関してはこれはシステムの改修ということでほとんど使っているところであります。ただ、調査につきましては年末の健康診断の申し込み、健康福祉課でやっていますけれども、それとあわせて特定高齢者の調査ということでさせていただいておりますし、また必要な年齢になってくる方もどんどん増えてきます。それについてもよく調査していくということで、今後も継続していくということでもあります。

それから、その検証、当然その検証をとということで調査した結果を分析、また集計しまして、市内にある包括関係する支援でありますけれども、その支援専門員の方たちといろいろ議論しながら、今後の胎内市の取り組みというものを高齢者の現状を見ながら確認し、そしてまた個

々のケアについてもそういったものに基づいて対応していくということにしております。

それから、介護予防の割合ということでもありますけれども、やはりまず介護予防というまさにその部分でありますので、介護予防事業は特定高齢者の把握から始まりまして、主に今は運動、栄養、口腔機能の向上ということでその教室に力を入れているということでもありますし、それだけではありませんけれども、さまざまな面で関係する専門の方と連携しながら取り組んでいきたいということでもあります。

それから、認定者がどんどん増えるということで、職員ということは専門職員のことを言われているかと思えますけれども、単純に認定調査員さんも直営で私ども正規職員1名と臨時職員5名です、現在。また、来月からもう一人お願いするということで今いろいろ相談させてもらっておりますけれども、まず認定調査員さん、その認定調査のおくれということで現場からも意見があります。そういったものをいくということでもあります。

それから、介護支援専門員、ケアマネですけれども、このケアマネについても年に何回か定期的にその方たちが集まっての会議、情報交換をやります。9月にもやったばかりです。そこからもやはりケアマネの不足というものが意見が出されています。ただ、ケアプランの作成については、やはり国の介護報酬の問題でなかなか人数の制限もあります。超えては減額されるというようなことで、なかなか事業所のほうで増やすという、また経営的なものでなかなか前へ進まないというのがあります。それについても、私ども、私と担当とあわせて各事業所へ回ってまたその辺の応援をお願いしたいという要請をしているということで今考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） では、この特定高齢者施策事業というのは、毎年12月、年末に毎年実施されるというふうに理解していいのかが1点です。高齢者は状況はどんどん変わっていくと思うので、これが毎年実施されるかの確認と、あと介護予防事業はやればやるほど元気でぴんぴんころりが実現できるのかどうかは本当にわからないと思うのですけれども、しっかり予防すれば、その割合を多く持てばより介護保険料とかの軽減につながるというふうに言えるのかどうか。いろいろ今試行錯誤で中でも一生懸命取り組んでいると思うのですが、その割合が多ければ多いほどいいのかなというふうに単純に考えられないかもしれませんが、そういう意味でもどれぐらいの割合で取り組んでいるかというのを知りたいのですが、それは厳しいでしょうか。2点です。

○委員長（桐生清太郎君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 1点目の特定高齢者の把握、これは定期的に毎年やっています。また、個々に包括支援センターと連携しまして個別にまた対応しているという部分もありますので、よろしく願いします。

それから、介護予防の件でありますけれども、その割合何%ということはちょっとまだ数字には出していません。申しわけありません。お願いします。ただ、いろんな教室をほっとHOTを中心に、また各地域の集会所でやっております。ただ、実際に集まっていたのは女性のほうが多いと、圧倒的に。男性が本当に来ないというのが実情であります。あと、介護のほうもだんだんやはり高齢者が増える、高齢化という、後期高齢という言葉は悪いのですけれども、介護をされる方もだんだん年も後期化しているということもありますので、またひとり世帯、それから老人のみの世帯というようなまことに厳しい家庭、世帯、それを中心にやはり支援をしていくというのが第一義だと思います。そのほかにも、やはりそういった教室に参加していただいて少しでも健康寿命、新しい言葉で健康寿命と言うのでしょうか、それを全うしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 23年度の決算を聞けば、今新治さんからお話のあった介護予防事業、介護支援事業を一生懸命やって介護認定者は増えたけれども、結果的に決算で収入と支出を締めてみたら4,280万円余ったよと、次年度に繰り越しするよという話なのですが、そういうことで考えていいのかなと。

それで、もう一つ、今年度から介護保険料が大幅に上がりましたよね、約4割。1,500円ぐらいですか、平均すると。その1,500円上がったという部分は、今回23年度の決算、4,280万円余ったというのを織り込み済みなのでしょうか。大体想定内で上げているのかなと、この2つ聞かせてください。

○委員長（桐生清太郎君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 介護予防の充実と認定者が逆に増えているということで、繰越金の関係でありますですね、最初の1点目。

〔「いや1点目は、トータルしてこうなんだけども、それは介護予防と介護支援をやった結果余って、こういう結果になったのかなということなんですかと」と呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（天木秀夫君） 済みません。その分析、私まだ詳細にはできていませんけれども、ただ介護予防が健康結果につながってということではないです。やはりさっき言ったように全体の対象者が介護予防に取り組んでいるということではない。やはり申し込みと必要に応じて特定高齢者を把握しながら、あなたについてはこういうような状況で今後いきたいと思いますので奨励します。ただ、それを受けてくれる方と、いや、そんなのはということでもさまざまありますので、そういった部分を意識づけするというのがまず第1かなと思っています。だから、認定者のほうについてもやはり極力抑えるというのが第1目標になります。

それから、繰越金、実際第4期の計画で繰越金3年間で8,380万円の事業計画を組んでいました。ところが、やはり介護認定者が増えて給付費が伸びるということで、実際に決算しましたら準備基金ですね、1億3,489万9,000円ということで、5,100万円程度多く準備基金から出しているというような状況でありまして、やはり事業計画の基金繰り入れの額を大幅に上回って給付してということになりますので、介護予防も間に合わず、介護認定で介護給付に向けた部分が多くあるということがあります。

〔「だから、今回の値上げの部分は想定内なのか」と呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（天木秀夫君） 済みません。今回の値上げの部分は今までの実績を踏みまして、3年間4期計画も踏みまして新たに介護人口、それから介護認定者、双方を経ましてそれで給付費を決めているというやり方をしますので、その中に新たに第5期計画を策定するということになります。だから、その中でなりまして、それで介護保険料、もろもろの給付費全体でこの程度が3年間で必要になってくるということで、あとは国、県、市の負担分、公費的な負担部分もあります。負担割合ありますので、それを除けば今度第2号被保険者の保険もあります。それと1号被保険者を算定するという仕組みになっておりますので、給付費額かなり伸びているということ、やはり在宅もそうですけれども、施設も計画の中に3年間の中につくるという計画しますので、そうすると給付費がこうになるのだということで、それをトータルで3年間5期計画まとめまして、それで保険料の算定をするという仕組みになっておりますので、今回もやむなく値上げをさせてもらったという状況であります。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） ちょっと私もわかったようなわからないような内容なのですが、今回の決算については基金があって基金を取り崩したけれども、想定以上に取り崩した内容の決算だったし、繰越金についても4,200万何がしとあるけれども、それはまだ思ったよりは少なかったということでもいいのですかね。その結果、こういう決算になって、あと将来的には第5期の部分についても40%の値上げの保険料、それも妥当な金額だよということで考えていいということではよろしいのでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 繰越金につきましては、本当に出て、まず保険者としてはそれで決算ができたということで済んでいます。赤字で給付足りなくてということにならなかったということでもありますけれども、その分では繰り越しができたということでもあります。それに基づいて5期計画……5期計画の場合はそういった繰り越し分を加味しないで策定はしますのです。

○委員長（桐生清太郎君） 松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） 365ページの任意事業関係でちょっとお聞きしたいのですけれども、紙おむつ給付事業委託料があるのですけれども、今現況紙おむつの委託先、乙地区とたしか築地地区だと思うのですけれども、市外の業者が入っているのですけれども、入札の関係があると思うのですけれども、なぜ市内の業者を使わないのか、まず1点お願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） 今3社でやっているということで、2社は市内であります。1社が市外ということで、これは競争ということで参加していると、そこをお願いしているということでもあります。

○委員長（桐生清太郎君） 松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） 私も一般質問でもちょっと言わせてもらったのですけれども、これ市内の業者を使って活性化につなげるべきだと私は思うのです。それはそれでいいのですけれども、この799万3,000円の内訳というか、市内と市外の割合どの程度になっているのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） ちょっとその業者別、市内、市外のうちで今資料持ち合わせありませんで、後ほど報告させていただきます。お願いします。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上でただいまの保留された答弁を除いて認定第5号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第6号 平成23年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

井畑健康福祉課長。

○健康福祉課長（井畑明彦君） おはようございます。私のほうから黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書のページ、378ページから383ページまでに決算書がございます。平成23年度は、歳入合計の収入済額で1億2,100万3,917円、歳出合計の支出済額は1億1,551万6,095円となり、歳入歳出差し引き548万7,822円は平成24年度へ繰り越しをいたしましたものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。397ページをお願いいたします。1款衛生費、1項保健衛生費、1目診療所費については、職員の人件費、医薬材料費、その他診療所の維持管理運営に係る経常経費などが主なものでございます。

次に、2目歯科分室費については、次ページ、399ページにわたりますが、13節委託料で黒川及び胎内歯科医師の歯科診療業務委託料、18節備品購入費で医療機器購入のほか診療所の維持管理運営に係る経常経費であります。

3目は、鍼灸マッサージ施術所の維持管理運営に係る経常経費であります。

次に、401ページ、2款基金積立金については、診療所事業基金積立金でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。385ページ、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料については、医科歯科診療収入、鍼灸マッサージ施術収入となっております。

2目は、医師住宅使用料でございます。

2項手数料、1目衛生手数料については、診断書料及び介護保険主治医意見書作成料等でございます。

387ページ、第2款県支出金、1項県補助金、1目医療施設等設備県補助金は、診療所の医療施設設備に係る補助金でございます。

続きまして、389ページ、3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金については、診療所事業基金利子でございます。

次に、391ページ、第4款繰入金では、医療機器購入等のための診療所事業基金繰入金となっております。

次に、393ページ、第5款繰越金では、前年度の繰越金となっております。

最後でございますが、395ページ、第6款諸収入は、預金利子及び診療協力費等となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第6号について質疑を行います。ご質疑願います。

菅原委員。

○委員（菅原市永君） ただいまのご説明いただいた中で、各3つの対象の科目があるわけなのですが、その利用者数というか、患者数、それからマッサージについては利用者数、もしわかりましたら前年度と比較してどうなっているのかも教えていただきたい。

○委員長（桐生清太郎君） 井畑健康福祉課長。

○健康福祉課長（井畑明彦君） お答えいたします。

ただいま菅原委員のほうから3つというふうにご質問を頂戴したわけですが、厳密には歯科が黒川歯科と胎内歯科ということになってございますので、4つということになります。それで、ご質問いただいた利用者数について個々の診療所ごとに前年度との比較でということではございましたので、ご回答申し上げます。

初めに、黒川診療所、これ医科のほうでございますが、診療所本体と申しましうか、平成22年度が7,973人、23年度は7,907人ということでございます。続きまして、胎内歯科のほうでございますが、22年度が1,603人、23年度が1,505人でございます。黒川診療所歯科分室、黒川歯科のほうでございますが、22年度が5,731人、23年度が5,724人、今ほど申し上げましたとこ

ろに加え、鍼灸マッサージのほうが22年度1,006人、23年度が999人。全て4施設の合計数値を参考までに申し上げますと、22年度が1万6,313人、23年度が1万6,135人という内容でございます。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ここで休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 11時30分まで休憩いたします。

午前11時20分 休憩

---

午前11時30分 再開

○委員長（桐生清太郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、認定第7号 平成23年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） ご苦労さまでございます。それでは、認定第7号 平成23年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、農業集落排水事業の概況からご説明申し上げます。農業集落排水事業は、黒川地区、それから鼓岡地区、大長谷地区、乙地区の4地区で実施しておりますけれども、平成23年度から乙地区のほうに荒井浜集落を編入してございます。農業集落排水事業全体の平成23年度末の水洗化人口につきましては、22年度、前年度と比較いたしまして人口で499人、率で8%の増となっており、合計で6,709人となっております。また、水洗化率でございますけれども、3.3%向上いたしまして64.9%となっております。また、処理件数でございますけれども、件数につきましては214件、これ荒井浜を含めてございますけれども、率で11%増の2,153件となっております。また、地区ごとの水洗化率につきましては、黒川地区では1%前年度、22年度よりも向上いたしまして90.7%、それから鼓岡地区でございますけれども、1.3%向上で71.6%、乙地区では荒井浜を含めると7.8%向上、除くと2.6%の向上になりますけれども、荒井浜を含めまして47.9%、それから大長谷地区では2%向上いたしまして41.7%の率となっております。また、年間有収水量につきましては、荒井浜地区の編入もございまして年間トータルで4万8,565立方メートルの増と、6.9%ですけれども、合計で75万7,016立方となっております。

それでは、決算書の事項別明細書に基づきまして主なものを説明させていただきます。それでは、最初に歳出のほうから説明をさせていただきたいと思っております。決算書の433ページ、434ペ

ージをお願いいたします。初めに、1款1項1目の農業集落排水運営費におきましては、2節の職員5人分の給与費でございまして、11節は施設運営に係る消耗品費、それから電気料金、施設の修繕費等でございます。このうち修繕費につきましては、前年度、平成22年度と比較しまして増加しておりますけれども、マンホールポンプの遠方監視設備、これらの通信規格の変更というふうなことで、この改造に要する必要が出てきたもので、その費用が主なものでございます。12節は、処理場やマンホールポンプを監視するための通信費及び堆肥センターと中条浄化センターで農業集落排水の汚泥を処理していただくための手数料が主なものでございます。また、13節につきましては施設の管理委託料、汚泥運搬委託料などが主なものでございます。また、15節の工事請負費につきましては、特定環境保全公共下水道事業で運営してございました荒井浜集落を農業集落排水事業に編入するための管渠工事、マンホールポンプの設置工事が主なものでございます。

続きまして、435、436ページをお願いいたします。27節につきましては、消費税及び地方消費税の納税額が主なものでございます。

続いて、437、438ページの2款の基金の利子というふうなことでございますけれども、それぞれの基金の利子を基金のほうに積み立てたものでございます。

それから、439、440ページの公債費につきましては、起債の元利償還金でございます。平成23年度末の起債の元金残高につきましては、62億7,680万3,687円となっております。

それから、441、442ページの予備費につきましては、9,000円を2款1項2目25節の財政調整基金積立金のほうに充用いたしております。

続きまして、歳出を賄います歳入のほうの説明でございますけれども、お戻りいただきまして、決算書の415、416ページのほうをお願いいたします。1款1項1目受益者分担金は、乙地区における分担金でございまして、整備費の一部を区域内の受益者に負担していただくため、1件当たり25万円を3年間で分割納付していただくものでございます。

1款1項2目工事負担金につきましては、建設工事の完了後、家の新築等によりまして新たに公共ますを取り出す必要が生じた場合、工事負担金として公共ます1個当たり25万円を負担していただくというふうなものでございます。

次に、417、418ページの2款1項1目農業集落排水使用料につきましては、4地区におきます下水道の使用料でございまして、平成23年度の収納率につきましては98.94%、前年度とほぼ同じでございました。

次に、419、420ページの3款1項1目農業集落排水事業費国庫補助金につきましては、大出と荒井浜間の管渠工事等に係ります国の補助金というふうなことでございますし、次の421、422ページの4款1項1目農業集落排水事業費県補助金につきましては、農業集落排水事業におきます起債の元利償還に充てるための各年度の事業費の12%を総枠として、数年にわたって県

のほうで分割補助していただいているものでございます。

次に、423、424ページの5款1項1目利子及び配当金につきましては、起債償還準備基金及び財政調整基金の利子でございますし、2項1目の物品売払収入につきましてはメーターの売払収入というふうなことでございます。

次に、425、426ページの6款1項1目一般会計繰入金につきましては、農業集落排水事業に対する普通交付税の算入分でございますし、2項1目につきましては鹿ノ俣発電所の配当分でございます。

また、3項1目につきましては、財政調整基金からの繰入金というふうなことでございます。なお、この財政調整基金の平成23年度末の残高でございますけれども、1億53万6,096円となっております。

次に、はぐっていただきまして、427、428ページのこれにつきましては前年度からの繰越金でございます。

次の429、430ページの諸収入につきましては、排水設備の設置資金の預託金の収入というふうなことでございます。これが主なものでございます。

次の431、432ページの市債につきましては、大出と荒井浜間の管渠工事等に係る市債と資本費平準化債というふうなことでございます。

なお、決算額といたしましては、歳入の総額が6億3,216万6,027円、歳出総額は6億1,865万4,746円というふうなことで、差し引き1,351万1,281円を平成24年度に繰り越しをいたしました。

以上で認定第7号 平成23年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第7号について質疑を行います。ご質疑願います。

菅原委員。

○委員（菅原市永君） 毎年でございますが、水洗化率というふうな言葉をちょっとご質問申し上げます。

今後の対応について毎年一生懸命やっているのですが、なかなか成果が上がらないというのが現実でございます。特に私たち出身の乙地区、大長谷地区、ここは遅く完了したというふうなこともあるのですが、乙地区に関しまして私も部落へ来ていただきまして、部落の皆様にとつないでくれというふうなお願いもしたのですが、なかなか実績では上がらないというのが実態でございます。それで、もうその地区の方は非常に経済状況が厳しいので、黙っていればこのままにしておくかと、はっきり申し上げまして、そういう人が多いわけですね。そのような現状の中で、それでいいというふうなことで手をこまねいているわけにいきま

せんが、どのような対応、新たな策があったらひとつ教えていただきたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） その件につきましては、私どもの事業の課題と申しますか、懸念をしているところがございますけれども、回っていく過程でやはり経済的な面が一番大きい、それからひとり暮らしや老人世帯で後継者がいないというふうなこともございます。さまざまな理由があるのですけれども、やはり言われるように私どもも何もしないというふうなわけにもいきませんし、今までも取り組んできております。もちろん広報等の利用もありますけれども、やはり戸別訪問、それから私どもだけでなくて大家さんですね、大家さんに見積もりをお願いしながらのパンフレット等をお持ちいただいてのやはり専門家の方にも大いに訪問していただくと、それから私どももダイレクトメール、それからあと経済的な面が一番大きいので、できれば今リフォーム助成というふうなことでかなり大勢の方に利用していただいております。それでつないでもらっておりますけれども、私どものほうの貸付金のほうにつきましては今1.8%の利率というふうなことでございますけれども、それを少しでも低利率にすると、ゼロに近づけてなるべく借りやすいようにするとか、例えば昨年もちよっと税務課長のほうで触れていますけれども、トイレの単独浄化槽やくみ取り便槽の撤去代の一部をわずかでも補助をしていくというふうなことも、やはりそういうふうな面からも取り組んでいけば、少しでも今までよりは接続の方向にいつてもらえるのではないのかなというふうなことで考えておりますので、そんなことで戸別訪問もあわせて取り組みしていきたいというふうに考えております。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） ここまでの現状を見ますと、やはり戸別訪問が一番効果があるのかなというふうな感じしてしまっていて、1年間のうちにその推進について誰も来ないとなれば、このままでいいのかなというのが実態だとも聞いているのですね。だから、そういうのを小まめにひとつ業者さんとの連携をとりながら、職員の方もやはり日を決めてきょうはこの集落ということで、やはり訪問しないとその実感がだんだん出てこないというのが原因のようですので、口で言うことは大変簡単なのですが、それを実行する、こつこつと実行することが、あとやはり使う人の心を動かさなければならぬということが第1の条件だと思いますので、それらまた、今までもやっているでしょうけれども、それ以上にひとつ小まめに家庭のほうに推進のお願いするというのをひとつ計画してやって、実行していただきたいということを希望申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第7号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第8号 平成23年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） それでは、認定第8号 平成23年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、簡易水道事業の概況から説明させていただきます。この事業は、黒川地区の約1,000軒に給水している第1簡易水道と鼓岡、大長谷地区に給水をしている、800軒ほどございますけれども、第2簡易水道をあわせた事業会計というふうなことでございます。年間の有収水量につきましては、前年度、平成22年度と比較いたしまして1万6,346、2.2%の減というふうなことでございました。それで、72万4,809立方というふうなことでございます。ちなみに、21から22年では2%ほど増となっていたというふうなことでございますけれども、それが今回また21年度のほうが使用量が戻ったというふうなことでございます。1件当たりの使用量を見ますと、1カ月当たりで0.7%減の33.7立方というふうなことでございます。

それでは、決算書の事項別明細書に基づきまして主なものを説明させていただきます。歳出のほうから説明をさせていただきます。決算書の463、464ページをお願いいたします。1款1項1目簡易水道運営費でございますけれども、職員5人分の人件費や事務費の一般的経費及び簡易水道施設の運営に係る経費でございます。11節需用費につきましては消耗品費、電気料、施設の修繕費等でございます。次の12節につきましては、配水施設を監視するための通信運搬費が主なものでございます。13節の保安待機委託料、それから水質検査委託料、13節はそういうふうな保安待機委託料、水質検査委託料、それからメーター検針委託料というふうなものが主なものでございます。

それから、次のページ、465、466ページでございますけれども、15節の工事請負費につきましては、東牧地内における配水管の布設がえ工事、これは漏水によるものでございます。それから、農道整備事業、黒川荒川地区の工事に伴います配水管の布設がえ、鼓岡浄水場の機械設備の工事というふうなことで、それらが主なものでございます。また、27節は消費税及び地方消費税納税額でございます。28節繰出金につきましては、一般会計からの借入金の償還額から交付税算入額を除いた額を一般会計へ繰り出したものでございます。

次のページの467、468ページにつきましては、簡易水道施設整備基金の利子を基金のほうに積み立てたものでございますし、469、470ページの公債費につきましては、起債の元利償還金でございます。なお、この起債の平成23年度末の残高でございますけれども、金額で4億8,126万7,974円となっております。

それから、次のページの471、472ページの予備費については、執行がございませんでした。

続きまして、歳出を賄います歳入についてご説明申し上げます。決算書の451、452ページのほうにお戻り願います。1款1項1目は、簡易水道使用料でございます。2項1目は給水工事検査料でございます。23年度の水道料金の収納率は98.2%と、22年度とほぼ同じ収納率でござ

ざいます。また、時効によります不納欠損額として5名分で14万750円、これが発生しております。

次の453、454ページの2款1項1目は、簡易水道施設整備基金利子でございますし、2項1目はメーター売払収入でございます。

次に、455、456ページの3款1項1目は、鹿ノ俣発電所運営事業繰入金でございますし、2項1目は簡易水道施設整備基金からの繰入金でございます。なお、この整備基金の平成23年度末の残高につきましては、1億1,361万8,835円というふうなことでございます。

次の457、458ページの4款1項1目は、平成22年度からの繰越金というふうなことでございますし、次のページの459、460ページの諸収入につきましては、新たに簡易水道に加入する際にいただく加入金、それから県営の基幹農道整備事業に伴う配水管の移設補償金や農業集落排水使用料の賦課徴収業務、これを受託しているところで受託料が主なものでございます。

次のページの461、462ページ、これにつきましては東牧地内の配水管布設がえ工事に係ります起債と、それから資本費平準化債というふうなことでございます。

以上で、歳入総額につきましては1億7,722万6,458円、歳出の総額は1億6,268万3,962円ということで、差し引いて1,454万2,506円を次年度、平成24年度に繰り越しいたしました。

以上で認定第8号 平成23年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第8号について質疑を行います。ご質疑願います。

松井委員。

○委員（松井恒雄君） 黒川の簡易水道はかなり年数たっていて、老朽化しているというふうな話も聞いているのですけれども、23年度はこの東牧地区が漏水で管の入れかえをやっているわけでございますけれども、今後年次計画の老朽化した管を交換していくというような計画があるわけですが、この基金見ると1億1,300万円あるわけですが、その関係についてお尋ねします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） 簡易水道事業のほうの管の更新でございますけれども、石綿管はございませんので、漏水の多い箇所から資金のあんばいを見ながらやっているというふうなことでございますけれども、特に平成22年、23年については東牧地内が多かったというふうなことで、あと多いのは坪穴、夏井あたりですので、その辺を重点的に今後取りかえをしていきたいというふうなことでございます。やはり確かに古いものと、昭和40年代ごろかその辺で埋められたものでございますけれども、特に漏水しなければ石綿管と違い、取りかえる必要もないのではないかというふうなことで考えてございます。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないので、以上で認定第8号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第9号 平成23年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

久保田地域整備課長。

○地域整備課長（久保田雅勝君） それでは、認定第9号 平成23年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計決算についてご説明いたします。決算書475ページから478ページをごらんください。

歳入の収入済額は7,287万786円、歳出の支出済額は7,280万6,278円で、歳入歳出差し引き残額は6万4,508円で、これにつきましては平成24年度へ繰り越すものでございます。

では、初めに歳出でございます。487ページ、第1款公共用地取得、1項公共用地取得費、2目運動施設整備用地取得費、3目公共用地取得費、4目史跡公園整備用地取得費については、いずれも公有財産の購入費でございます。下越土地開発公社からの買い戻しでございます。

2款予備費につきましては、執行はございません。

次に、歳入でございます。481ページ、第1款繰入金、1項一般会計繰入金、これは一般会計からの繰入金でございます。

次に、483ページ、第2款1項繰越金については、前年度からの繰越金でございます。

次に、485ページ、第3款諸収入、1項預金利子、これは預金利子でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第9号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないので、以上で認定第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。昼食のため、休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、休憩いたします。

会議は午後1時から再開いたします。

午前11時57分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○委員長（桐生清太郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第10号 平成23年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願

います。

丹後商工観光課長。

○商工観光課長（丹後勝次君） それでは、認定第10号 平成23年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

493ページからお願いいたします。平成23年度は、歳入合計が収入済額で一般会計繰入金1億5,800万円をお願いしておりまして、合計で2億4,487万2,172円でございます。次のページの歳出であります。歳出合計が支出済額で2億4,171万1,120円となり、歳入歳出差し引き316万1,052円は平成24年度に繰り越すものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。511ページをお願いいたします。1款商工費、1項1目観光総務費では、11節需用費で観光パンフレット等の印刷製本費、12節役務費の広告料、27節公課費で消費税及び地方消費税などが主なものでございます。

2目旅行あっせん費では、旅行業務におけるJRの運賃、航空運賃、宿泊施設使用料及びバス借上料などの旅行手配に必要な経費でございます。

次に、2項胎内アウレツ館費、1目胎内アウレツ館運営費につきましては、アウレツ館及びレクホールの維持運営に係る経費でございます。

次に、513ページ、3項樽ヶ橋遊園費、1目樽ヶ橋遊園運営費につきましては、施設維持管理運営に係る経費でございます。平成23年度の来客数は3万8,130人ございました。

次に、515ページ、4項地域食材供給施設費、1目地域食材供給施設運営費、胎内高原ビール園であります。こちらにつきましては施設維持管理運営に係る経費でございます。

次に、517ページ、5項胎内リゾート施設費、1目胎内リゾート施設運営費につきましては、指定管理をお願いしておりますロイヤル胎内ホテルなどの施設維持管理運営に係る経費でございます。11節需用費で光熱水費、15節工事請負費で指定管理をお願いしております胎内スキー場の設備改修工事、グレンデ崩落土砂撤去工事などが主なものでございます。

次に、歳入でございますが、戻りまして499ページお願いします。1款事業収入につきましては、1項胎内アウレツ館事業収入で1目食堂収入から4目施設使用料まででございます。

2項樽ヶ橋遊園事業収入につきましては、1目売店収入から3目観光施設使用料まででございます。

次に、3項地域食材供給施設事業収入につきましては、ビール園の売店収入でございます。

501ページ、第2款使用料及び手数料、1項1目行政財産目的外使用料は、観光施設敷地内にあります自動販売機の使用料でございます。

505ページ、第4款繰入金は一般会計からの繰入金、507ページ、第5款、前年度の繰越金でございます。

次に、509ページ、第6款諸収入、2項1目雑入は、旅行あっせん収入、風倉発電光熱水費負

担金などが主なものでございます。

以上で認定第10号 平成23年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第10号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第10号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第11号 平成23年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

高橋農林水産課長。

○農林水産課長（高橋 晃君） それでは、認定第11号 平成23年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算について説明申し上げます。

初めに、歳出のほうから説明申し上げます。決算説明書548ページ、第1款農林水産業費、1項農業費、2目農畜産物加工施設運営費では、ハム、ウインナーの加工製造の運営及び維持管理に要する経費であり、13節委託料で加工製造に関する委託料、16節原材料費で黒豚等の購入費が主なものとなっております。

次に、下段の3目乳製品加工センター運営費では、ジャージー牛乳、ヨーグルト、アイスクリーム及びチーズの製造の運営及び維持管理に要する経費のほか、第11節需用費で畜産団地で飼育しているジャージー牛の飼料、光熱水費が主なものであります。

550ページ中段の4目地域活性化センター運営費では、納品、請求管理や配送業務を行っている活性化センターの運営及び維持管理、ホームページ、イベント等に要する経費であります。

次に、552ページの5目米粉製造施設運営費では、新潟製粉株式会社への米粉製造委託料と繰出金は近江新地内に建設した米粉倉庫の返済分でございます。

同じく、6目農産加工施設運営費では、胎内高原ハウス株式会社への委託料であります。

下段の7目ワイン製造施設運営事業費では、ワイナリーの運営及び維持管理に要する経費であります。なお、常駐市の職員は廃止し、勝沼醸造の指導のもと、市の職員と委託している新潟フルーツパーク等の職員とで醸造に当たったところでございます。ワインの販売本数についてでございますけれども、平成20年度が8,487本、21年度が1万3,800本、22年度が1万508本、昨年度、23年度につきましては1万3,272本と推移しているところでございます。

次に、558ページ、3款1項公債費で、施設の長期債の償還元金及び利子の支払いでございます。

続きまして、歳入であります。説明書の534ページ、1款事業収入、1項1目の農畜産物加工事業収入では、ハム、ウインナーの売り上げ収入、2項1目乳製品加工事業収入では、牛乳、

ヨーグルト、アイスクリーム、チーズの売り上げ収入、3項1目地域活性化センター事業収入では、活性化センターで取り扱った酒、ビール等の販売収入及びイベントの収入でございます。4項1目米粉製造事業収入は、新潟製粉株式会社からの米粉販売収入であります。5項1目農産物加工事業収入では、胎内高原ハウス株式会社からのミネラルウォーター、麦茶、薬草茶等の販売収入であり、6項1目ワイン製造施設運営事業収入では、ワイン販売収入でございます。

次に、538ページ、2款使用料及び手数料、1項使用料は電柱等の敷地使用料でございます。

次に、540ページ、3款財産収入、1項1目財産貸付収入では、みそ、漬物加工施設の貸付料でございます。

542ページ、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金では運営費の補填分、2項特別会計繰入金で鹿ノ俣発電所の配当分の繰り入れでございます。

544ページの5款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

次に、546ページの6款1項1目雑入では、消費税の還付金が主なものとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第11号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑がないようなので、以上で認定第11号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第12号 平成23年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

高橋黒川支所長。

○黒川支所長（高橋次夫君） それでは、認定第12号 平成23年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

初めに、575、576ページの歳出からご説明申し上げます。1款農林水産業費、1項農業費、1目鹿ノ俣発電所費であります。主なものとしたしましては、2節給料から4節共済費までにつきましては、担当職員1名の給与費等であります。19節負担金補助及び交付金は、鹿ノ俣用水管理負担金であります。この負担金は、鹿ノ俣用水路の取水口であります砂防ダムから発電所までの間の管水路の維持管理費及び公債費につきましては一般会計に計上しておりますが、当発電事業においても共有していることから、利用割合によりまして72.85%を負担したものであります。次に、25節積立金であります。後年度の大規模改修等に備えて基金への積み立てを行ったものであります。28節繰出金では、本事業の目的であります農業関連施設への維持管理費の軽減に充てるため配分を行ったものであります。

次に、これを賄いました歳入の主なものとしたしましては、ページ戻っていただきまして571、572ページの前年度繰越金、それから次ページ、573、574ページの3款諸収入、2項1目雑入は

鹿ノ俣発電所売電収入であります。売電収入につきましては、歳入全体の89%を占めており、予算額に対する割合は87.4%でありました。

以上で鹿ノ俣発電所運営事業特別会計の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第12号について質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 一番最後の説明で収入額が90%を切った、去年だと100%くらいになっているのですが、その大きな要因は何でしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 高橋黒川支所長。

○黒川支所長（高橋次夫君） これにつきましては、一応90%を切ったというのは、予算額は過去の平均的な売り上げの数字で一応予算を組んでおりまして、それに対して90を切ったということなのですが、昨年度、おととしとかに比べまして昨年度は冬場の降雪はあったのですが、春先雨によりまして一時的にもう一気に雪が解けた状態で、春先の発電が本来であれば雪が多くある場合には発電を長くできるのですが、砂防ダム自体にためられる量が決まっておりますことから、一気に解けた場合は越流ということでダムを越えて全部下に流れてしまいますので、あと夏場の雨の少なかったこともありますし、そんな関係で大雪だった割には春先の水の確保ができなかった部分と、あと夏場の渇水期には水が少なかったという原因があります。あと、冬の大雪によりましてやはり暖冬であれば多少雪が解けて水が来るのですが、寒い日になると水の入ってくる量が少ないということで、平年に比べますと入ってくる水の量が少ないということで発電できる量が少なかったということでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 自然の影響で発電量が少なくなったと。その予定していたよりも1割程度減った分で影響あったことはなかったのでしょうか、いろいろな部分で。

○委員長（桐生清太郎君） 高橋黒川支所長。

○黒川支所長（高橋次夫君） 自然による影響なので、これはやむを得ない部分もあるのですが、その分決算のほうで積立金もある程度まではできたというのは、ある程度修繕等も予定はしているのですが、昨年度大きな修繕等もなかったことから、支出のほうも低く抑えられたということで、ある程度基金の積み立てもできたので、歳出が少ない部分歳入が少なかったけれども、それなりの運営はできたというふうに思っております。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第12号の質疑を打ち切ります。

以上で本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、あす午前10時より認定第13号から認定第15号までの質疑及び認定第2号から認定第12号までの採決並びに委員会として付すべき意見の聴取を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時20分 散 会